

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

（趣旨）

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定等について、その事務の円滑かつ適正な運営を行うために、函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年函館市規則第58号。以下「施行細則」という。）によるもののほか必要な事項を定めることとする。

（医療機関等の指定）

第2条 市長は、次の各号に該当する医療機関等を指定するものとする。

（1）指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年2月厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）により、懇切丁寧な自立支援医療が行える病院，診療所，薬局または事業所であり，かつ，病院および診療所（以下「医療機関」という。）にあつては，原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

（2）患者やその家族の要望に応じて，各種医療・福祉制度の紹介や説明，カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また，医療機関にあつては，自立支援医療を行うため，担当しようとする医療の種類について，その診断および治療を行うにあつて，十分な医療スタッフ等の体制および医療機器等の設備を有しており，適切な標ぼう科が示されていること。

なお，特に必要とされる体制および設備は次のとおりとする。

ア 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては，心血管連続撮影装置および心臓カテーテルの設備を有していること。

イ 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては，移植関係学会合同委員会において，心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお，心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては，心臓移植術実施施設または心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制および設備を有している施設であること。

ウ 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては，血液浄化療法に関する機器および専用のスペースを有していること。

エ 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては，腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

オ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては，移植関係

学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であることまたは「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設または肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制および設備を有している施設であること。

カ 免疫に関する医療を担当する医療機関にあっては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制および設備であること。

キ 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあっては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者または介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）もしくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。以下「指定訪問看護事業者等」という。）にあっては、原則として現に育成医療または更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づく適切な訪問看護等を行うことができ、そのための必要な職員を配置していること。

(3) 医療機関にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師または歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師または歯科医師であること。ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあっては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

イ それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍または歯科医籍登録後、通算して5年以上であること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院またはそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

ウ 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植および歯科矯正に関する医療を主として担当する医師または歯科医師にあっては、アおよびイに掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

（ア）中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療または更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

（イ）心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者または心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

（ウ）腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

（エ）腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

（オ）小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

（カ）肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術または同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者または肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

（キ）歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

（指定の申請）

第3条 指定を受けようとする医療機関の開設者は、次の各号に掲げる

書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更承認・指定更新）申請書（施行細則別記第25号様式）
- (2) 経歴書（施行細則別記第25号様式別紙1）
- (3) 自立支援医療を行うために必要な設備の概要および体制（施行細則別記第25号様式別紙2）
- (4) 研究内容に関する証明書（施行細則別記第25号様式別紙3）
- (5) 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（施行細則別記第25号様式別紙4）または心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）（施行細則別記第25号様式別紙5）
- (6) 腎臓に関する医療を担当しようとする場合は、人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（施行細則別記第25号様式別紙6）
- (7) 小腸に関する医療を担当しようとする場合は、中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書（施行細則別記第25号様式別紙7）
- (8) 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（施行細則別記第25号様式別紙8）または肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）（施行細則別記第25号様式別紙9）
- (9) 医師免許証の写し

2 指定を受けようとする薬局の開設者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（指定更新）申請書（施行細則別記第26号様式）
- (2) 経歴書（施行細則別記第26号様式別紙1）
- (3) 調剤のために必要な設備および施設の概要（施行細則別記第26号様式別紙2）
- (4) 薬剤師免許証の写し
- (5) 薬局の見取図
- (6) 薬局開設許可証の写し

3 指定を受けようとする指定訪問看護事業者等は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（指定更新）申請書（施行細則別記第27号様式）
- (2) 指定訪問看護事業者等の指定通知書の写し（変更の申請）

第4条 指定を受けた医療機関の開設者は、当該医療機関の担当する医療の種類を変更しようとするときは、前条第1項各号に掲げる書類を

市長に提出しなければならない。

(指定の更新の申請)

第5条 指定を受けた医療機関等（以下「指定自立支援医療機関」という。）は、6年ごとに指定の更新を受けなければならない。

2 指定の更新を受けようとする指定自立支援医療機関の開設者は、医療機関にあっては施行細則別記第25号様式の申請書により、薬局にあっては施行細則別記第26号様式の申請書により、指定訪問看護事業者等にあっては施行細則別記第27号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第59条の規定に該当する指定自立支援医療機関については、指定の効力を失う日前6か月から3か月までの間に、別段の申出がないときは、指定の更新の申請があったものとみなす。

(指定の通知等)

第6条 市長は、前3条の申請があったときは、指定、変更の承認および指定の更新について審査をするものとし、指定、変更の承認および指定の更新をしたときは別記第1号様式の通知書により通知し、指定、変更の承認および指定の更新をしないときは別記第2号様式の通知書により通知するものとする。

(指定の年月日)

第7条 市長が、医療機関等を指定する年月日は、原則として、指定の決定がなされた翌月初日とする。

(変更等の届出)

第8条 指定自立支援医療機関の開設者等は、次の各号のいずれかに該当する変更があった場合は、施行細則別記第28号様式の届出書により市長に届出しなければならない。

(1) 医療機関にあっては、次に掲げる事項に変更があったとき。

ア 医療機関の名称および所在地

イ 開設者の住所、氏名、生年月日および職名または名称

ウ 標ぼうしている診療科名

エ 自立支援医療を主として担当する医師または歯科医師の氏名、生年月日、住所および経歴

オ 自立支援医療を行うために必要な設備の概要および体制

カ 診療所の場合は、入院設備の有無および収容定員

(2) 薬局にあっては、次に掲げる事項に変更があったとき。

ア 薬局の名称および所在地

イ 開設者の住所、氏名、生年月日および職名または名称

ウ 主として調剤を担当する薬剤師の氏名、生年月日、住所および経歴

エ 調剤のために必要な設備および施設の概要

(3) 指定訪問看護事業者等にあつては、次に掲げる事項に変更があつたとき。

ア 指定訪問看護事業者等の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名

イ 訪問看護ステーション等の名称および所在地

ウ 訪問看護ステーション等の職員の定数

2 市長は、前項の届出があつた場合において、受理したときは別記第3号様式の通知書により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年9月28日から施行する。

2 函館市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新取扱要領（平成24年3月26日施行）は、廃止する。

3 この要領の施行の際現に提出されている函館市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新取扱要領（平成24年3月26日施行）による指定自立支援医療機関の指定の更新に係る申請書は、この要領の第5条第2項の規定により提出された申請書とみなす。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。